

【重要】本学BCPの警戒レベルについて

(メール本文)

学生の皆さんへ

10月29日から、県独自の警戒レベルが「感染警戒期（特別警戒期間）」から「感染警戒期」に引き下げられましたが、本学のBCPは「レベル2」を継続中です。(本学では、特別警戒期間中も、県及び全国の動向を総合的に判断し「レベル2」(原則、対面授業)を継続してきました。)

今回の警戒レベル引き下げは、決して「基本的感染対策を緩めても良い」というものではなく、季節性インフルエンザとの同時流行も含め第8波への警戒が呼び掛けられていることから、皆様には、医療従事者を目指す者として、引き続き感染回避行動の徹底をお願いします。

この内容は大学HPに掲載しています。保護者の方にもご一読いただくようお願いいたします。

令和4年11月1日 危機管理委員会

(メール添付)

○新型コロナウイルス感染症に対する本学の基本方針の主な変更点

	11月1日まで	11月2日以降
BCP	警戒レベル2	警戒レベル2【継続】
共通	3密の回避、マスクの着用など基本的な感染回避行動の徹底 ※感染回避行動の一層の徹底を	継続 ※インフルエンザとの同時流行に備えた感染回避行動の一層の徹底を
学内活動	原則、感染防御対策を徹底しながら 対面授業を実施。	継続
	感染防御対策を徹底しながら 課外活動(サークル)を実施。 遠征、合宿等は原則禁止 ※感染防御対策の一層の徹底を	継続
学外行動	感染リスクが高まる「 5つの場面 」に注意 ※感染防御対策の一層の徹底を	継続
	大人数、長時間の会食(飲み会)の自粛 日頃顔を合わせないメンバーとの会食には特に注意 ※会食ルールの遵守 飲酒を伴う会食は特に注意 ※会食参加後は、周囲への二次感染に注意	継続
	他者との接触機会の多い業務など感染リスクの高いアルバイトの自粛	継続
県外移動	・ 感染拡大地域として本学が指定する地域 (県による県民に対する県外往来に係る 要請内容を勘案し学長が定める ;大学HPで公表)への移動はやむを得ない場合(※)を除き自粛を要請 (※)本人・家族の健康問題、事故、忌引、就職試験 ・ 上記の自粛地域に移動する場合は事前にチェックリスト提出	継続